

# 教職員多忙化解消アクションプラン (2018年度～2020年度)

2019年3月27日改定

福島県教育委員会

## 連携団体

福島県市町村教育委員会連絡協議会	福島県都市教育長協議会
福島県町村教育長協議会	福島県PTA連合会
福島県高等学校PTA連合会	福島県特別支援学校PTA連合会
福島県小学校長会	福島県中学校長会
福島県高等学校長協会	福島県特別支援学校長協会
福島県中学校体育連盟	福島県高等学校体育連盟
福島県高等学校文化連盟	福島県高等学校野球連盟

# I はじめに

近年、いじめ・不登校など生徒指導上の課題や教育上配慮を要する児童生徒への対応に加え、児童生徒の家庭の経済状況による格差の問題など、学校の抱える課題は複雑化・多様化しております。また、本県においては、東日本大震災と原子力発電所事故からの教育の復興という大きな課題も抱えています。

子どもたちが安心して学べる環境づくりや保護者が信頼して子どもを預けられる環境づくりには、教職員自らが様々な経験をして自己研さんする時間と、教職員が子どもとじっくりと向き合う時間の確保が必要です。また、次代を担う若者が本県の教職に魅力と誇りを感じ、志す価値のある仕事とならなければなりません。

しかしながら、2017年6月に実施した教員の勤務実態調査において小学校教諭の約4割、中学校教諭の約7割、高等学校教諭の約5割が週20時間（月80時間）以上の時間外勤務※を行っており、看過できない状況にあることが判明しました。

福島県教育委員会では、2017年3月に策定した「頑張る学校応援プラン」の主要施策の取組の一つに「教職員の多忙化の解消」を掲げ、教職員多忙化解消プロジェクトチームを設置し、本プラン策定に向けた検討を進めてまいりましたが、2018年2月より本アクションプランの目的を次のように定め、教職員の多忙化解消に取り組んでおります。

※「Ⅲ 目指すところ」(p 2) 参照

## II 目的

**教職員が自ら学び、児童生徒と向き合う時間を確保するため、長時間勤務を改善します。それにより、学校のチーム力や教員の指導力を最大化し、豊かな教育環境の形成を目指します。**

### Ⅲ 目指すところ

- **時間外勤務時間※1週間あたり11時間以下**  
(月45時間以下)
- **業務繁忙な時期でも1週間あたり20時間以下**  
(月80時間以下)

※2017年度6月勤務実態調査「教員の1週間あたりの学内総勤務時間」(土日の勤務時間を含む)より、正規の勤務時間(1日7時間45分)と休憩時間(同45分)を合わせた週42時間30分を減じた時間。平日1日のモデルで見ると太線の部分の時間を指します。

時間外	45	時間外
8:15	休憩時間を挟んだ正規の勤務時間	16:45

- 「目指すところ」の数値について  
参考にした数値「働き方改革実行計画案」(首相官邸 働き方改革実現会議)
  - A 時間外勤務の上限を原則月45時間
  - B 一時的に事務量が増加した場合の上限の一つの目安月80時間
 A, Bそれぞれを4週で除した数字としました。

### Ⅳ 本プランの目標

#### 3年間で時間外勤務時間を30%削減。

(2017年度比・2021年6月勤務実態調査において達成を目指します。)

- 1 目指すところを念頭に置き、3年で30%削減を本プランの目標としました。目標を達成すると、例えば教諭なら1週間あたりの時間外勤務時間は次のように削減できます。

例：教諭	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
2017年調査	17時間00分	23時間49分	18時間03分	9時間08分

(下記2の削減目標時間に3年間取り組んだ場合)

3年後	12時間00分	16時間19分	11時間48分	6時間38分
目指すところ	11時間(業務繁忙の時期20時間)			

30%を目標とすることによって、小学校・高等学校では11時間に近づきます。また、中学校では20時間を2割ほど割り込むことができます。

- 2 3年間で30%削減ですので、1年あたりの削減目標は10%です。具体的な削減目標時間は次のようになります。

例：教諭	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
1週間あたり	1時間40分	2時間30分	2時間5分	50分
平日1日あたり	20分	30分	25分	10分

## V 各テーマ別の取組

### 1 マネジメント体制の改善

#### (1) 統合型校務支援システムの導入（2019年追記）

ICTの活用による校務処理の効率化を図るため、統合型校務支援システムの導入を進めます。県立学校については、2019年度中に全校（中学校、高校、特別支援学校）に導入し、2020年度から運用を開始します。市町村立学校については、関係機関の代表者で組織する「市町村立学校統合型校務支援システムの在り方検討協議会（平成30年11月26日設置）」において、推奨システムや導入時期、費用負担など、導入の在り方を2019年の夏頃までに検討します。

#### (2) 校務用パソコンの配備（県立学校）

実習助手や非常勤講師を含め、教職員1人1台の校務用パソコンを計画的に配備し、業務の効率化を図ります。

#### (3) 「ふくしま教育クラウドサービス（FCS）」の活用

クラウドサービス（G Suite for Education）の特長を生かし、校内行事予定の共有、各種文書・資料等の共同編集など、FCSの各種機能活用による業務の効率化を進めます。

#### (4) 副校長・主幹教諭の計画的な配置

小・中学校の大規模校等において副校長・主幹教諭を配置し、メリハリのある効率的な業務の計画、進行の管理を図るとともに、学校における業務のマネジメントの在り方について、副校長、主幹教諭の配置校における優れた実践例を県内の各校に普及します。

また、一部の県立学校において副校長を配置し、校務運営や指導体制の充実と迅速な対応、協働及び授業力向上を図ります。

#### (5) パソコン入力等による出退勤時間の管理

表計算ソフトなどを利用して出退勤時間の一覧性を高め、教員自身や管理職が在校時間を把握しやすくして、業務時間削減の意識の発揚を図ります。

#### (6) 児童生徒一斉下校日の設定

原則として週に1日を児童生徒一斉下校日とし、生徒の自宅学習時間を確保するとともに、教員自身が質の高い授業を展開するための研究、研修の時間、あるいは、効率的な校務運営のための打合せ、会議の時間を確保します。

## (7) 夏季休業中における学校閉庁日の設定

各学校において、いわゆるお盆期間3日（例8月13日～15日）を学校閉庁日と定め、週休日の振替の際に指定するとともに、夏季休暇、年次有給休暇の計画的な取得促進を図ります。

また、年末年始6日（12月29日～翌年1月3日）の閉庁を徹底します。

## (8) 法律に関するアドバイザーの活用（2019年追記）

学校の諸問題について、選定された弁護士（生徒指導アドバイザー派遣事業）が法律的視点からアドバイスを行い、課題の深刻化を防ぎます（市町村教育委員会に対する支援も行います）。

また、県立学校においては、必要に応じて、教育庁を経由の上、知事部局における法務相談制度も活用することができます（市町村立学校は対象外）。

# 2 校務の見直し

## (1) 会議の精選、会議の持ち方の見直し

会議の廃止や精選を行います。また、立ったままや時間制限を設けた会議、参加メンバーの見直し、校内イントラを活用した事前の資料配付・事後の議決周知を行うなど、従来の会議の持ち方を見直します。

## (2) 校務分掌における業務分担の適正化

学校内規の改正や業務慣行の見直しを行い、業務の明文化を進めるとともに、委員会組織の改編等のスクラップ&ビルドを実施し、業務分担の適正化を図ります。

## (3) 出張時の高速道路の活用（県立学校）

出張時のETCカード利用基準に基づいた高速道路の活用を進め、出張業務の効率化を図ります。

## (4) 業務改善コンサルタント等による業務改善研修の実施

管理職や各教育委員会業務改善担当者を対象に研修を行い、学校での業務改善の取組に生かし、改善できる業務の改廃を行います。

### (5) コンクール等※の精選（小学校・中学校）

※課外活動である部活動に係るコンクール等を除く

学校として授業の中で練習や創作等に取り組んで参加する音楽発表会や作文・書写等のコンクールを精選し、教育課程に位置づけます。

## 3 チーム学校による支援

### (1) 大規模校へのスクール・サポート・スタッフ※の配置 (小学校)

※平成30年度～

学習プリントの印刷、学年・学級事務（集金、備品管理、教材・教具準備、軽微な事務連絡・調整、調査集計・回答書案作成等）などを教員に代わって行うスクール・サポート・スタッフを大規模校の小学校に配置することにより、教員がより児童の指導や教材研究等に注力できる体制の整備を図ります。

※スクール・サポート・スタッフに係る予算

2018年度50名分 → 2019年度70名分

### (2) 専門スタッフとの連携

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、県立特別支援学校に配置する教育支援アドバイザー※などの専門スタッフとの連携を図り、教員がより専門性を発揮できる体制を整備します。

※平成30年度～

### (3) 小学校英語の専科指導教員の配置

ふくしま小学校外国語教育推進プランにより計画的な外国語教育支援の基盤整備を進めるなかで、専門性の高い教員による指導を行うため、専科教員の配置を工夫し、負担軽減を図ります。（2019年内容修正）

### (4) 小学校外国語教育の指導資料や実践例等の補助資料の作成

学校現場のニーズに基づいた資料を作成し、市町村教育委員会や各学校に配付して、外国語教育を支援し、授業準備の効率化を図ります。

## 4 地域からの支援の積極的推進

### (1) 学校支援活動事業の活用と拡大

授業や放課後における学習支援、登下校の見守り、環境整備等を行う人材を学校に派遣する学校支援活動事業において、地域の特性に応じた派遣を更に広げてまいります。

### (2) 人材バンクデータの更新と活用の促進

福島県体験活動・ボランティア推進センター（県教育庁社会教育課）及び地域センター（各教育事務所）並びに各市町村センター（市町村教育委員会）は所有する人材バンクデータの更新を進め、その活用を促進して、教職員の業務の軽減を図ります。

## 5 部活動※の在り方の見直し

※小中学校のいわゆる特設の部活動を含む。

※小中学校特設部については当面中学校の基準を準用する。

### (1) 部活動休養日を以下のように設定します。

- 中学校 平日週1日及び土日いずれか週1日以上
- 高等学校 平日週1日及び土日いずれかを月2日以上
- 中高共通（長期休業中）

学期中と同様に設定し、加えてお盆期間や年末年始などにまとまった休みを設けることとします。

平日の休養日1日は生徒一斉下校日を利用するなどして一斉に実施することとしますが、練習施設の確保等の事情がある場合は、校長の判断で一部の部活動のみ別日に設定することができることとします。

土・日に大会等（遠征・合宿・練習試合を含む）が実施される場合は、年度内の別日に休養日を振り替えることとします。

なお、学校あるいは部活動単位で、部活動休養日を示したカレンダー等を作成し家庭に配布するなど、生徒が見通しをもって計画的に学習等を進めたり、活動したりできるようにします。

### (2) 部活動練習時間の上限を以下のように設定します。

- 中学校 平日2時間 休日3時間
- 高等学校 平日3時間 休日4時間

練習時間の上限を設けることで、生徒の学習時間等を確保するとともに教員

の授業準備などの時間も十分に確保します。

平日の大会、あるいは、土・日の大会等（遠征・合宿・練習試合を含む）は、上記練習時間の設定とは別に計画されますが、生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設け、併せて教員の多忙化解消も図ることとします。

### (3) 部活動の設置数の見直しと複数顧問制の導入

部活動の設置数を精選し、一つの部活動に対し複数の顧問を配置します。顧問間で調整し部活動指導に偏りがないよう努め、校務の処理や生徒と向き合う時間を確保します。

### (4) 大会等への参加の在り方の見直し

スポーツ医・科学的な観点から生徒の健康・安全を第一に考え、大会等の参加を精選します。

また、競技団体等の主催者に対して、大会等の精選を図っていただくよう要請します。

### (5) 部活動指導員※の配置（中学校・高等学校）

※平成30年度～

単独で部活動の指導ができる部活動指導員を配置し、部活動の質的向上や教員の働き方改革を図ります。部活動指導員の確保にあたっては、関係団体と連携し、人材確保に努め、部活動指導員の資質・能力（指導理念、コーチング、健康に関する知識、人間性等）を高める研修を継続的に実施します。

※部活動指導員に係る予算

県立学校 2018年度20名分→2019年度35名分

市町村立学校 2018年度55名分→2019年度80名分

## 実施関係表

テーマ	県教委	市町村教委	小学校	中学校	県立学校	PTA	中体連	高体連	高文連	高野連
1	(1)	○	○	○	○					
	(2)	○				○				
	(3)	○	○	○	○	○				
	(4)	○	○	○	○	○				
	(5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(6)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(7)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(8)	○	○	○	○	○				
2	(1)	○	○	○	○					
	(2)	○	○	○	○					
	(3)	○				○				
	(4)	○	○	○	○	○				
	(5)	○	○	○	○		○	○		
3	(1)	○	○	○						



	(2)	○	○	○	○	○					
	(3)	○	○	○							
	(4)	○	○	○							
4	(1)	○	○	○	○						
	(2)	○	○	○	○	○					
5	(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(3)	○	○		○	○		○	○	○	○
	(4)	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	(5)	○	○		○	○		○	○	○	○

## VI その他

### ○庁内における時短推進の取組

教育庁、教育機関、学校の事務系職員については、知事部局と連携して業務の見直しを行い、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得、朝活・夕活の取得を推進をするなど、時短推進に向けて取り組みます。(2019年追記)

#### ※ 参考資料

本県各校種でのこれまでの実践をまとめた、実践事例集。

○ 学校運営の効率化のための取組事例集

取組事例集～小学校編～

〈<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/258258.pdf>〉

取組事例集～中学校編～

〈<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/258259.pdf>〉

取組事例集～高等学校編～

〈<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/258260.pdf>〉

取組事例集～特別支援学校編～

〈<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/258261.pdf>〉

○ 学校運営の効率化のための取組事例集Ⅱ

取組事例集Ⅱ～学校運営の効率化のための実践レポート集～

〈<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/258262.pdf>〉

○ 学校運営の効率化のための取組事例集Ⅲ

取組事例集Ⅲ～学校運営の効率化のための実践レポート集Ⅱ～

〈<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/258264.pdf>〉

○ アクションプランに基づく多忙化解消取組事例集 (2019年追記)

〈<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/318552.pdf>〉